

# 通所介護・介護予防生活支援サービス事業通所型サービス 【重要事項説明書】

## 1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 若竹福祉会
代表者役職・氏名	理事長 徳永 路哉
法人本部所在地	京都府八幡市男山金振14番地1
電話番号	075-982-8000
FAX	075-982-8899

## 2. 八幡市デイサービスセンターやまぼとの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	八幡市デイサービスセンターやまぼと
所在地	京都府八幡市男山金振24番地1
介護保険指定番号	2672900012
サービスを提供する地域	八幡市及び 枚方市楠葉、船橋、東山、高野道

### (2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務の内容
管理者	介護福祉士	1名		・業務の総括
生活相談員	介護福祉士 介護支援専門員	3名		・相談業務 ・連絡、調整、他機関との連携
看護職員	看護師	1名	1名	・利用者の健康管理
機能訓練指導員	理学療法士 看護師	1名	1名	・個別機能訓練の指導
介護職員	介護福祉士	9名	1名	・利用者の心身の状況などの 的確な把握 ・適切な介助
	ホームヘルパー2級		1名	
その他	栄養士	1名		・栄養改善についての指導・助言および栄養・身体状況・嗜好を考慮した献立の立案

(3) 営業日及びサービス提供時間帯

営業日	月曜日から土曜日（12月31日～1月3日を除く）
通常時間帯	9：30～16：40（介護予防生活支援サービス事業通所型サービスは13：40分）

3. サービス内容

- (1) 食事（栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します）
- (2) 入浴（介助浴・リフト浴・特殊浴からお選び頂けます）
- (3) 送迎（ご自宅のポストからご自宅のポストまでを原則とし利用者の身体状況に応じた送迎を行います）
- (4) 介護（移動、着替え、排泄、食事等の介助及び養護を行います）
- (5) 健康管理（体温、血圧、脈拍のチェックを行い、利用者の健康状態を管理します）
- (6) 相談、助言
- (7) レクリエーション（行事参加には別途料金がかかることがあります）
- (8) 個別機能訓練（利用者個々に合った機能訓練を行ないます）
- (9) 口腔機能向上（嚥下体操、口腔清掃、相談等を行います）
- (10) 栄養改善（管理栄養士が、個別に栄養状態の改善やバランスの維持をお手伝いします。）
- (11) 要支援の方には、生活機能向上グループ活動を行います。

4. 利用料金

八幡市の地域区分は6級地で、単位の単価が10.27円で計算されます。

(1) 基本料金

介護保険適用の場合は、原則として基本料金の1割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市（町村）の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

【通所介護大規模通所介護費（I）】

要介護1	629単位/日
要介護2	744単位/日
要介護3	861単位/日
要介護4	980単位/日
要介護5	1,097単位/日

【介護予防生活支援サービス事業通所型サービス】

要支援1	1,798単位/月
要支援2	3,621単位/月

(2) 別途加算料金

【 通所介護 】

加算名	基本料金
入浴介助加算	40単位/日
個別機能訓練加算(I)口	76単位/日
個別機能訓練加算(II)	20単位/日(月一回)
中重度者ケア体制加算	45単位/日
認知症加算	60単位/日
科学的介護推進体制加算	40単位/月(月一回)
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/回
介護職員処遇改善加算(I)	介護費合計の1000分の92/月

※送迎を行わない場合 ⇒ 所定の単位数より、片道につき47単位の減算となります。

【 介護予防通所介護・介護予防生活支援サービス事業通所型サービス 】

加算名	基本料金
生活機能向上グループ加算	100単位/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1 88単位/月 要支援2 176単位/月
介護職員処遇改善加算(I)	介護費合計の1000分の92/月

(3) その他の料金(以下の料金は全額利用者負担となります)

①昼食費(おやつを含む) 650円(消費税を含む)

②キャンセル料

利用者がサービスの中止を申し出る前に、事業者の送迎車が利用者宅に到着した場合には、交通費として500円(消費税を含む)のキャンセル料がかかります。

③前記2の(1)のサービスを提供する地域を越えて行う送迎料

サービス提供地域境界線から2km以内 片道200円(消費税を含む)

④おむつ、パット代

おむつ〈はくパンツ〉 200円(消費税を含む)

パット代 50円(消費税を含む)

⑤その他、行事参加等に係る費用 実費

#### (4) 支払方法

支払方法は、お届けされる銀行口座から自動振替します。

① ゆうちょ銀行

② 利用料金は、利用者又はその家族の定めた郵便局口座から翌月26日（休みの場合は翌日）に請求金額を自動振替します。

② 銀行や信用金庫等

利用料金は、利用者又はその家族の定めた口座から翌月27日（休みの場合は翌日）に請求金額を自動振替します。

#### 5. 事故発生時、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡をいたします。

サービス提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先（ご家族等）、市町村及び京都府等に連絡を行ないます。

主治医	主治医氏名		
	連絡先		
緊急連絡先	1	氏名	続柄（ ）
		連絡先	
	2	氏名	続柄（ ）
		連絡先	

#### 6. サービス利用にあたっての留意事項

あらゆるサービスにおいて、利用者及びその家族の同意のもとに実施してゆきます。

#### 7. ハラスメント対策

事業所は、利用者及びその家族からハラスメントがあった場合、関係機関への連絡、相談の上契約を解除する場合があります。

(1) 身体的な力を使って危害を危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。

例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。暴言。誹謗中傷。

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。

## 8. 虐待防止の措置

(1) 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するため従事者に対する研修の実施。
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- ③その他虐待防止に必要な措置。

(2) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村に通報します。

## 9. 身体拘束原則禁止

(1) 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

(2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間などを記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

## 10. 業務継続計画の策定等について

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当センター相談、苦情窓口

担当者 石橋 京子

電話 075-982-8000 FAX 075-982-8899

対応時間 8:30～17:30

※当センター玄関横及び2階利用者用トイレ内に設置してある苦情承り箱「私の声」にて、相談、苦情を承ります。

(2) 八幡市役所 高齢介護課 電話 075-983-1111 (代表)

対応時間 8:30～17:00

枚方市役所 高齢社会室 電話 072-841-1221 (代表)

対応時間 8:30～17:00

京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090 (代表)

対応時間 9:00～17:00

1 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 (  有 ) ・ 無 )

実施した直近の年月日 令和4年9月23日

実施した評価機関の名称 きょうと介護保険にかかわる会

評価結果の開示状況 京都介護・福祉サービス第三者評価 (<https://kyoto-hyoka.jp>)  
ホームページにて公表

令和 年 月 日

通所介護及び介護予防生活支援サービス事業通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都府八幡市男山金振24番地1

名称 (福)八幡市デイサービスセンターやまばと

代表者 管理者 石橋京子 印

説明者 所属 八幡市デイサービスセンターやまばと

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護及び介護予防生活支援サービス事業通所型サービスについての重要事項の説明を受けその内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印